

和順館高等学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員について

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

(2) 生徒に培う力とその取組み

ア 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。

イ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。

上記の力を培うために特別活動を推進すると共に、教育活動全体で取組む。

(3) いじめ防止等のための対策の組織

校長、教頭、生徒指導主事、各年次チューターを中心に、全職員で「いじめ防止対策委員会」を構成する。

(4) 家庭との連携

平素から学校と保護者が相談しやすい関係を構築する。

3 早期発見の在り方

(1) いじめを見逃さず、気づく努力と工夫

いじめは、目につきにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。

(2) 早期発見のための具体的な取組み

① 遊びやふざけあいを装って、暴力・暴言を伴う行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせるとともに、双方から事情を聴き、繰り返しの行為がないか観察する。

② 生徒・保護者に対して年2回の「記名式のいじめ実態調査アンケート」を実施する。

③ 三者面談の機会を活用し、生徒の悩みや友人関係を把握する。

④ 学校以外の相談窓口（県教育センターの24時間いじめ相談ダイヤル等）を周知し、いつでも相談できる体制があることを知らせる。

⑤ 教員は生徒の相談に対し、悩みを過小評価せずに真摯に対応し、相談されたことは会議等で報告する。

4 いじめに対する措置

- ① 複数の教職員が連携し、必要に応じて警察・福祉等の専門機関の協力を得て組織的に対応する。
- ② 必要に応じて保護者に連絡し、保護者の協力を求める。
- ③ 傍観や同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。

5 ネット上のいじめへの対応

「ネット被害防止スクールガード事業」を活用し、インターネット上のサイト利用や書き込み等、不適切なものが報告された場合、当該生徒を指導し削除等の対応を行う。また、必要に応じて警察への通報等を行う。

6 重大事件への対処

当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、直ちに「酒田警察署生活安全課」に通報する。調査結果に関しては報告書を作成し、県教育委員会に報告する。

7 点検・評価と見直し

アンケートの結果を踏まえ、評価・改善のための会議を設定する。

8 その他

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

この基本方針は、2014年4月1日から施行する。

1. 2018年3月30日一部改正、2018年4月1日より施行